

佐賀県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年九月七日から平成二十二年十月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥 栖線	神埼郡吉野ヶ里町三津字迎八六四番 七地先から 神埼郡吉野ヶ里町三津字中ソリ七二 七番二地先まで	平成二二・九・七